

戦後日本国家の成り立ちと植民地責任

(オルタ提言の会 2010・7・5提出 武藤一羊)

- 第二次戦後の世界の覇者となった米国は、日本（占領）、朝鮮（分断）、沖縄（軍事植民地）とそれぞれ別形態で支配し、戦後の反共冷戦戦略の必要に合わせて別個な政策を実施し、それらを組み合わせた。日本に対しては、再び米国への脅威となることを防ぐためまず非武装化、民主化を実施し、東京裁判で軍人を中心とする戦犯の一部を裁いたが、勝者による裁判であるため、アジア民衆の被害については不十分、とくに軍慰安婦という性奴隷制は取り上げられず、原爆などアメリカ自身の戦争犯罪は枠外にあった。致命的な問題は米国が、最高の軍指揮官、戦争指導者の天皇を起訴せず、免責し、逆に占領統治のために利用するために、擁護し、持ち上げたことである。このことで戦犯たちは自己免責の根拠を与えられた。また東京裁判の責任追及は満州事変以後に限られていたことで、日本社会での戦争責任の了解範囲もそこに絞られ、近代日本の出発とともに開始された対外膨張と侵略・植民地化—沖縄、アイヌ民族の征服、朝鮮半島への干渉、侵略、植民地化、台湾の併合、中国への干渉と出兵など—は視野はいらなかった。
- この自己免責の体系のなかでは戦前日本帝国の公然たる合理化・称揚と戦後国家をその原理で作り直そうとする動機と衝動が国家の中核と社会のなかに保持される。1990年代後半、それが「靖国派」政治運動として影響力を広げ、ついに安部内閣が出現した。
- 戦後日本は、降伏によって一挙に植民地を失ったために直接植民地の民衆とその解放闘争との対決と交渉をつうじて脱植民地化するプロセスを通過することがなかった。被占領地、植民地の人びとが直接に声を上げるようになる1990年代まで、戦後日本は米国のアジア支配によって、その声から遮断されていることができた。その米国の支配に一体化しつつ、象徴天皇制、平和・民主主義憲法、戦前帝国の合理化原理が一体化した戦後国家がつくられていった。しかしこの一見完結したようにみえた国内体制は、米国の沖縄軍事支配と安保の下、米国による冷戦・熱戦への無条件の支持、加担を前提に維持されたものであった。この二つの体系はいわば背中合わせに結合され、日常的にはその結合部分は「日本内意識」には映じない仕組みになっていた。後者が前者に暴力的に侵入すると感じられたとき（典型的には1960年安保）、民衆側からの排除の力が働いたが、60年当時、沖縄や韓国が友として意識に映じることはなく、したがって歴史意識に媒介された脱植民地プロセスとはつながらなかった。1960年代後半から70年代にかけてのベ平連などのベトナム反戦運動、全共闘運動、リブ、三里塚などのラディカリズムのなかで、この結合部分と日本近代への批判的意識と視点が生まれて、今日の戦後補償運動を始め今日の脱植民地を追求する運動につながっている。2000年になってアジアの女性たちの力で、東京裁判を越える広がりや深さをもつ女性国際民衆法廷が開催され、「慰安婦」とされた各国の女性たちの証言をきき、世界的に第一線に立

つ法律家たちの参加をえて、軍による性奴隷としての慰安婦の問題を全面的に取り上げ、天皇以下の責任を明らかにし、彼らに有罪を宣告したことは、ジェンダー正義の観点からも、民衆法廷の権威を確立する上でも画期的な意味をもっていた。

- 朝鮮戦争・中国封鎖、冷戦のなかでサンフランシスコ講和と第一次安保が結ばれ、それとともに、日本国家は、戦争中は皇国臣民として動員し、犠牲を強いた朝鮮人・台湾人から一方的に権利を剥奪し、植民地出身の旧軍人は「国籍条項」によって、戦争犠牲者援護法からも除外した。アメリカ占領軍は、日本に住む朝鮮人の性格付けを解放民族から在留難民、敵国人である日本人へさらに外国人へと無原則に転々と変えながら、朝鮮における反共支配の強化と連動して、日本国内の朝鮮人を治安弾圧の対象として扱い、1947年、占領軍と日本政府は、外国人登録令を施行、外国人登録証の常時携帯を義務付け、48年には朝鮮人学校の閉鎖を命じ、阪神教育闘争という大抵抗運動がおこった。朝鮮半島の分断と朝鮮戦争、日韓条約をへて、在日韓国・朝鮮人がコミュニティが日本列島社会に根を下ろす。「在日」の地位やアイデンティティはその後変化の過程をたどるが、民族的差別は社会的にも制度的にも深く根を下ろしている。政権交代後の今日でも高校無償化から朝鮮高校を除外する国籍条項差別がまかりとおり、在特会などの人主義的ヘイトキャンペーンが野放しになっている。脱植民地化のもっとも重要な課題の一つは、戦後期に原型が形成された在日コリアンの地位を、植民地支配時からの関係の歴史的総括、戦後における「在日」コミュニティと多数派日本社会の関係の総括のうえに、多民族社会としての列島社会の平等・対等な構成者として位置づけなおし、それに沿って多数派社会の在り方を根本から変えていくことにあるだろう。
- 他方、日本は、SF条約で、沖縄を切り捨てて米国の軍事支配にゆだね、米国の軍事植民地として提供した。この構造（冷戦・米国のアジア支配）下で戦後日本経済・社会の復興・発展が起こったのである。沖縄は1972年「返還」されたが、それは米国の軍事植民地としての沖縄の役割を変えることなく、その管理を日本国家が請け負うという二重の植民地化（米国の軍事植民地+日本の国内植民地）に帰結した。沖縄は、基地の撤去を求めることで、この二重の抑圧からの解放を要求している。それは一個二重の過程である。普天間移設問題が明らかにしたように、国内植民地構造はヤマト・沖縄の二項関係ではなく、米国を最強の当事者とする複合構造をなしている。すなわちヤマト・沖縄の国内植民地支配の関係が米軍基地問題をめぐって展開する、逆に国内植民地状態からの解放という課題が日米関係の根本的改変を要求するという特殊な関係構造が存在しているのである。国連自由権規約委員会が2008年、アイヌ民族とともに琉球・沖縄のピープルに先住民族としての特別な権利と保護を与えるべしと日本政府に勧告したことは、沖縄とヤマト国家の関係に新しい次元を持ち込む要素として、今後大きい影響を持ってくるだろう。（アイヌ民族については越田提起にゆずる）。
- 戦後国家形成の核心部分に組み込まれた自己免責構造+脱植民地化の欠落は、90年代冷戦の終わりとアジアの多くの独裁政権の崩壊のなかで、当事者による戦後責任追及が

始まり、当事者による多数の訴訟が提起され、国内、国際的にそれを下から支えるネットワーク、キャンペーンが展開されるにつれて、目に見えるようになり、政治の表面に現れるようになった。だが戦後補償訴訟は、福岡地裁での勝訴（02・4、上級審です敗訴）を除いて、すべて敗訴（慰安婦・下関地裁（98.4）、中国人強制連行・福岡地裁（02.4）。事実認定、道義的責任、立法措置の必要など傍論で立法化の要請などを含む判決がふえてはいるが、全体として裁判所は、国家無答責、国籍条項、条約による個人請求権放棄、除斥期間経過、受忍義務、国家間相互保障などの口実を都合よく組み合わせ問題回避し続けている。立法措置は、国会図書館に恒久平和調査局設置のための法案、包括的な戦後補償法案などが推進されているが、まずシベリア抑留者への補償法、BC級戦犯、慰安婦法案の順で個別の立法化を勝ち取ろうとしている。シベリア抑留者への補償法は衆議院を通過したが、これも国籍条項で日本国籍者以外は排除された。右傾化を強める菅内閣の下で脱植民地化立法がどこまで進められるか、大きい障害が立ちふさがっている。

- 中期的に見れば、1990年代以後、戦後補償・靖国・教科書・「慰安婦」などが歴史総括問題と「戦後責任」問題の重なった領域で浮上し、解決を迫るようになった。この領域を脱植民地化の領域とつかむなら、脱植民地化は、日米同盟の解体再編とともに、今日の日本を作り変えるための（オルタナティブの）柱であると言えるだろう。そのための主要な努力は列島社会の主流をなす「日本人」コミュニティの中で行われなければならないまい。そこでは、永住外国人の地方参政権や「慰安婦」問題、教科書問題など、脱植民地化に関連する 이슈が右翼との間で激しい争点になっている。こうして、脱植民地化は遠く離れた抽象的な問題でなく、日本社会はすでにこの問題をめぐる流動のプロセスに入っているといい。これは、戦後隠ぺいされ不可視化されてきたこの問題を解決に向かって進めるチャンスである。

補足的な試論—「戦後発生責任」と脱植民地化

- 今日戦後責任と呼ばれているのは、日本帝国が植民地化・侵略戦争のなかで犯した個人への犯罪、一非戦闘員に与えた損害が、国家無答責の「法理」や国家間条約による請求権放棄を口実にして、取り上げられず、償われていないことへの戦後日本国家による謝罪や補償を指すと理解される。
- だがそのほかに、日本国家が戦後に自己の選択によって旧植民地の人びとに与え続けてきた損害があり、脱植民地化を言う場合、この損害への責任は、戦前に加えられた損害への応答とは別個に果たされなければならないだろう。米国占領下で、占領軍は米国の朝鮮支配と連動しつつ日本に居住する朝鮮人コミュニティとその運動への激しい弾圧を行い、(例えば1948年「阪神教育事件」)、それに日本政府は全面的加担し、朝鮮人コミュニティを治安弾圧の対象とし、出入国管理体制の原型となる出入国管理令(後の入管法)を制定した。1952年、朝鮮・台湾など旧植民地の居住者は、「サンフラ

ンシスコ平和条約国籍離脱者」とされ、意志を問われることもなく、一方的に権利をはく奪され、入国管理体制の監視の下におかれ、社会的差別と迫害に曝され、社会生活の重要な分野で（公式と事実上の）国籍条項によって排除され、「在日」としてくらす不利益と苦痛を数十年にわたって強いられてきた。この差別は、外国人差別一般ではなく、日本帝国による植民地支配に由来する差別であり、それは戦後日本国家によって選択され、今日に至っている。すなわちこれは、戦前の植民地支配に根をもちつつ、なお戦後日本国家によって引き起こされてきた差別であるから、「戦後責任」と区別して「戦後発生責任」と呼ぶべきであろう。この経過が広く認識され、国家としての謝罪と補償がなされることが必要であろう。その上で、「在日」の人びとに日本列島における平等な市民権を有する市民への選択肢が提供されなければならない。それは当然国政を含むすべての選挙における選挙権をふくむすべての国籍条項の廃止を伴う。

- これは多元的で多民族の列島社会に向かって、出生主義、血統主義の国家了解を解体するプロセスでもあり、さまざまなアイデンティティの共存と相互作用によって豊かにされる社会である。それは血統主義にたつ日本国家への同化（帰化）の反対方向に向かうプロセスである。

（この他、戦後補償をめぐる裁判闘争の分析、戦後補償立法化の運動と現状、国連など国際人権機関からの勧告、評価などに触れるべきだが、省略。武藤）